障害者福祉施策の現状と課題

自治体による行政裁量と福祉の権利性に関する一考察

北海道大学大学院法学研究科博士後期課程 髙 医療法人稲生会) 波 千代子

法学研究科博士後期課程で社会保障法を専攻して おります高波と申します。本日はよろしくお願い ただいま紹介いただきました北海道大学大学院

形で人工呼吸器を利用しています。またそのうち ております。札幌市内に限らず近郊の自治体にま 六割が二○歳未満、 で訪問診療に出向き、 訪問診療や訪問看護、 及び成人障害当事者に特化した在宅医療、 私が現在所属している医療法人稲生会は、 残り四割が高齢者を除く成人 患者の九割近くは何らかの ヘルパーの派遣等を提供し

患者という割合です。 いたします。 つまり 小児

要な方々にとって、居宅介護と重度訪問介護と いった障害福祉サービスの運用がとても重要な役 れて自立生活をしています。ゆえに常時介護が必 この成人の患者層の多くが家族のいる実家を離

> るために設けられた制度ともいえます。 人たちが自由に地域で生活していくことを保障す 割を果たします。とくに重度訪問介護は障害者の

要なものかを考えながら、 護を受け、どのように生活しているのか。介助者 る現在の課題を多少なりともお伝えできていたら の存在が彼らの自由を保障するうえでどれだけ重 自立生活を送る成人障害当事者がどのような介 その制度運用にまつわ

がる課題を提示したいと思います。最後にその課題 実際の運用の現状を明らかにした上で、浮かび上 制度や構造を確認します。そして、札幌市を例に、 嬉しく思います。 に対する考察を示した上で、皆さんと意見交換出来 たいと思います。その上で、 うに構築され、どう変遷していったのかを確認し 今日の流れです。最初に障害福祉制度がどのよ 福祉サービスの現行

ればと考えています。よろしくお願いいたします。

1 わが国における障害者福祉制

度

れ、どう変遷していったのかを確認していきます。 まずは現行の障害福祉制度がどのように構築さ

(1) 第二次世界大戦以前

Ą ることを目的とし、 害児を対象に医師が外科的処置によって更生させ す。本日の主題となる身体障害児者に向けては 施設収容施策がとられてきました。 更生」の概念が提起されました。 わが国では長い間、 社会防衛としての隔離あるいは排除といった 身体障害、 知的障害など様々な種別がありま 加えて教育も提供する。それ 救貧及び傷痍軍人対策に加 軽度の身体障 障害と言って

体不自由児施設」と呼ばれるものになりました。と称し、身体障害者の社会的自立を実現する試みと称し、身体障害者の社会的自立を実現する試みと称し、身体障害者の社会的自立を実現する試みと称し、身体障害者の社会的自立を実現する試みと称し、身体障害者の社会的自立を実現する試みと称し、身体障害者の社会的自立を実現する試みと称し、身体障害者の社会的自立を実現する試みといい。

② 第二次大戦終了直後から一九六〇年まで

第一、 1960年代-国による入所政策・制度の

児童福祉法でいうところの重症心身障害児等は、は困難とみなされた知的にも重度の障害のある、めない重度の身体障害児者や教育による自力更生め、それ以外の障害、特に外科的治療で回復が望り、それ以外の障害、特に外科的治療で回復が望

 二すほど過酷な状況であるという訴えでした。
 一九六○年代に入り、対象外とされた知的障害、 重度身体障害、脳性麻痺、重症心身障害児などの きた重度の障害児者の家庭こそ、自宅ですべての きた重度の障害児者の家庭こそ、自宅ですべての を挙げ、運動が活発化しました。見過ごされて か了を担わなければならず、それは一家心中を起 ないる。

こうした動きに並行して、重度障害者を対象外としてきた前述の肢体不自由児施設等にも変化がとしてきた前述の肢体不自由児施設等にも変化がといった感染症が一九六○年には早期治療が可能となったことで入所対象者が減少し、施設の空床が目立たことで入所対象者が減少し、施設の空床が目立たことで入所対象者が減少し、施設の空床が目立たことで入所対象者が減少し、施設の空床が目立たことで入所対象者が減少し、施設の空床が目立たことで入所対象者が減少し、施設の空床が目立

外としていた脳性麻痺などの脳神経系の障害者もそこで対象者層を広げた結果、当初入所の対象

かも、

誰しもがすぐに担い手として活躍でき

所比率が高く占めるようになっていきました。対象として含められ、次第にこうした人たちの入

ろん利用者側には選択する権利はありませんでした。ちい、医療機能をも有する施設に、重度障害者がりました。しかしながら、決して障害児者自身が自らの生涯を送ることを前提に入所することにな自らの生涯を送ることを前提に入所することになりました。しかしながら、決して障害児者自身が自ら望んで求めたものではありません。限界まで前護に従事して与えられたものと言えます。施設施策の対象者像もその時々の情勢によって変化し、もちの対象者像もその時々の情勢によって変化し、もちの対象者像もその時々の情勢によって変化した。

④ 1970年代-障害者の人権復権運動によ

達成率がわずか二七%と低迷する状況でした。 りますが、この社会情勢が障害者施策にも大きなりますが、この社会情勢が障害者施策にも大きな影響を与えます。障害者の収容政策自体は、一九七一年に「社会福祉施設整備緊急五ヶ年計画」で 北一年に「社会福祉施設整備緊急五ヶ年計画」で と の後、一九七〇年代に入ると、労働争議や学

多くの介護の担い手が必要となります。日生活を送るためには、当たり前ではありますが急進しましたが、重度の障害者が二四時間三六五ているという理由から施設の整備計画は全国的に可述したように、家族による介護が限界に達し

が多発するようにもなります。 労働環境も悪化の一途をたどった結果 までにそう時間はかかりませんでした。 がってインフラとしての施設整備が急速に進めら 障害の特性を知る人でなければなりません。した 員に過度の負担が強いられ、 れた計画に対し、 るわけではなく、 職員の確保が追いつかなくなる 定程度の訓練や教育を受け、 虐待事例も頻発し、 少数の職 労働争議

て、

手取り、 こします。 めた東京都府中療育センター、 心として、 ました。一九七○年には、 時を同じくして、 移設や施設内待遇に関わる抗議行動を起 入所者の同意なく施設の一部移転を決 障害当事者の組織化も始まり 脳性麻痺の障害者を中 つまり東京都を相

たっての提供体制等については、 にとってそのサービスが必要なのか否か、 度が主に措置の下で運用されていた当時、 た障害者当事者の運動で理論的支柱としていたの 実施主体を選択することもできませんでした。 者がサービスを請求する権利はなく、 方的に決定していました。 は必要な場合のサービス量やサービス実施にあ 運動が一気に全国へ展開していきました。こうし この運動を契機に、 そこで障害当事者団体は、 福祉の権利性」といえるでしょう。 障害者の人権復権を求めた 対象者である障害当事 行政に決められるの 国や自治体が サービスの あるい 障害者 福祉制

> 間に軋轢が生まれました。とくに、 障害当事者団体との関係は膠着した状態が続きます。 大きな要因の一つとなりました。その後、 せる根拠を提供するものだ」として反対運動を起こ しても、 が五年おきに実施していた身体障害者実態調査に対 自立生活運動のなかで主張するようになります。 し、一九七五年の調査実施をボイコットした事案も 障害当事者団体と厚生省 にラディカルな手法をとったその運動によっ 障害当事者団体は 「施設収容政策を推進さ (当時) や自治体との 厚生省 厚生省と (当時)

障体制の導入へ 1980年代 – 国際的潮流の影響で権 峲保

(5)

かず、 を目指します。 は日本の実態を古い調査の結果で示すわけには 参加と平等」を謳う国際障害者年を迎えるにあた する流れが国外からやってきます。それが一九八 、国際的にも注目が集まるなか、 年の国際障害者年です。 九八〇年以降になると、この膠着状態を打破 対立していた障害当事者団体との歩み寄り 国連が設定した「完全 厚生省 (当時)

ŋ

ります。 していた施設の 設等の実態調査も進められ、 推進本部検討委員会によって重症心身障害児の施 となりました。 っけ、この調査結果を元に長期計画の策定も可 その結果、 翌一九八二 九八一年に実態調査の実施にこぎ 実態が報告書によって明らかとな 一年には 虐待事例などが多発 国際障害者年 能

> 度が創設されたのです。 者の経済的自立の足がかりとなる障害基礎年金制 末に国民年金法が改正されました。 五年には障害当事者団体と厚生省との長期交渉 て障害者の 九 八四年の身体障害者福祉法の改正では 「自立」と 「参加」 が謳わ そして、障害 れ 九九 初 0 八 8

の導入が進みました。こうした動きが支援費制度 害者団体が求めていた自立生活を支える福祉施策)導入につながっていきます。 以上のように、 一九八〇年代は障害当事 者 にや障

(6)1990年代以降 – 利用者の)選択権

るようになりました。 の一つとして、 するかが喫緊の課題となっていました。その手段 《策により増加した社会的入院の課題をどう解決 -を押す風が吹いてきます。 九九〇年代になると、 在宅福祉サービスの推進が謳われ 高齢者福祉領域 当時、 医療費無償 から背 化

れら先駆的な自治体の 環境が整う自治体が現れ始めました。 たちで介護者派遣を二四時間三六五日享受できる 大していましたが、 動の働きかけもあって一九八二年にその対象を拡 老人福祉法に基づく家庭奉仕員は、 とにより、在宅福祉サービスを担うホームヘルパー 家庭奉仕員)の派遣時間の制限が撤廃されました。 九九〇年に福祉八法の一 この改正によって何ら 一つに入ります。 括改正が行われ 障害当事者運 札幌市もそ

九九三年には 心身障害者対策基本法が障害

必要となる福祉サービスを請求する権利があると

ではなく個人が自ら生き方を選択し、

そのために

ゼーション七カ年戦略」を策定しています。対策推進本部が障害者プランとして「ノーマライ対策推進本部が障害者プランとして「ノーマライ務付けられることになり、一九九五年には障害者基本法に改定されて障害者基本計画の策定が義

二○○○年代に入るなかで、これまでの参加や自立に対する福祉サービスの必要性に加えて、利自立に対する福祉サービスの必要性に加えて、利用者自らの「選択権」の保障が福祉制度におけるらに、二○○○年の社会福祉構造基礎改革で、介らに、二○○○年の社会福祉構造基礎改革で、介らに、二○○○年代に入るなかで、これまでの参加や

基本的に契約形態が維持されています。
生国の地方裁判所でも障害者総合支援法においても自立支援法、現行の障害者総合支援法においても当立支援法、現行の障害者総合支援法においても当立支援法、現行の障害者総合支援法においても当立支援法、現行の障害者総合支援法においても当立支援法、現行の障害者総合支援法においても当立支援法、現行の障害者総合支援法においても当立支援法、現行の障害者総合支援法においても、

2 福祉サービスの利用手続

その実情を見るうえで、前段として現行の障害喜ぶことができない実態が現場では発生しています。られたことは事実です。ところがそれを手放しではして、施設のみならず地域生活という選択肢が加えこれまで見てきたように障害当事者運動の成果と

います。サービスの構造を具体的に確認していきたいと思すが合支援法に基づき運用されている障害福祉

提供される障害福祉サービス

(1)

ることを目的として制定されています。い日常生活または社会生活」(第一条)を保障す本的人権の享受する個人としての尊厳にふさわし本的人権の享受する個人としての尊厳にふさわし

障害福祉サービスに係る給付費については、「介

援、 介護、 めています 対象は居宅介護、 大きく分類した上で、 護給付費」、就労支援などの「訓練等給付費」に 共同生活介護、 生活介護、 (同法第二八条)。 短期入所、 重度訪問介護、 施設入所支援、 前者 「介護給付費」の支給 重度障害者等包括支 行動援護、 同行援護と定 療養

宅において入浴・排泄・食事等の介護を提供する 護」 るものです 食事の介護と外出時の移動介護を総合的に提供す 常時介護を必要とする者に対して、 ものであり(同法第五条二項)、重度訪問介護とは この中で、 と「重度訪問介護」 (同法第五条) 今日の話と関連があるのは です。 三項 居宅介護とは、 入浴・排泄 「居宅介 居

支給します」となります。

くは重度訪問介護を利用しています。
す。したがって、自立生活を送る障害当事者の多介護は原則として成人した障害者が対象となりま

② 手続の方法

行います 審査会による審査を経て、 る認定調査を行い を受けた市町村は、 たいと希望する者がまず市町村に申請をし、 請して支給決定を受ける必要があります。 利用者が介護給付等を受けるには、 (同法二一条)。 (同法第二〇条二項)、 申請者の心身の状況等に関 障害支援区分の認定を 市町 市 利用 申請 町 村 す

に定める支給決定基準に基づき、 境、 的介護が必要だと認められるので、 護の場合、 ます(同法第二二条八項)。 る障害福祉サービスの量、 するようになっています 意向等を勘案しながら、 護を行う者の状況や障害者の生活する地域の環 支給が必要と認められた場合、 その区分にしたがって、 障害者本人の障害福祉サービス利用に関 「あなたには月あたりX時間という公 市町村が支給要否を決定 (同法二二条一項)。 同居家族の有無など介 つまり支給量を決定し 例えば、 月単位で支給す 各自治体が独自 その時間数を 重度訪問介 する

供者と契約によって利用することから、利用者の られた個人が自らサービス事業者を選択し、 うに契約方式の場合は、 サービスの提供を受けることになります。このよ 者に提示して契約を締結し、 れた受給者証を受け取り、 支給決定を受けた障害者は、 を保障するものになっているとも言えます。 市町村によって支給が認め 自ら選択した指定事業 支給量 市町村から交付さ 0) 範囲内で その提 選

見えてきた課題 3 契約方式による福祉サービスの実態と

(1) 自治体裁量で支給決定基準が左右される

でしょうか。 応でしょうか。 ででしょうか。 ででしょうか。 ででしょうか。 ででしょうか。 では、自治体は「支給が必要」と認定 とれます。では、自治体は「支給が必要」と認定 とれます。では、自治体は「支給が必要」と認定 とででしょうか。

害福祉サービスの提供体制の整備の状況 体的内容 護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具 ビス等の利用の状況、 障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サー スを利用している場合には、 行う者の状況、 び程度その他の心身の状況、 が勘案すべき事項を省令に委ねています。省令で 給付費の支給要否と支給量を決定する際に市町村 接枠づける規定は法令上存在しません の状況、 は指定入所支援を利用している場合にはその利用 の受給の状況、 は 障害者総合支援法では、 を列挙していますが、 ①障害者等の障害支援区分又は障害の種類及 ⑤障害者が現に介護保険法の居宅サービ ⑧障害者等の置かれている環境、 ③障害者等に関する介護給付費等 ④障害児が現に障害児通所支援又 ⑦障害者等又は障害児の保 この勘案事項以外に直 第二二条一項にて介護 その利用の状況、 ②障害者等の介護を (財政状 9障 (6)

つまり、制度の構造として市町村は、具体的な事

報二一七一号二八頁)。

報二一七一号二八頁)。

(和歌山地裁平成二四年四月二五日判決 判例時たり合理的裁量が付与されているとみなされていま目指すほかなく、また、市町村には支給決定等にある。とに勘案事項を総合考慮しつつ、支給決定等を案ごとに勘案事項を総合考慮しつつ、支給決定等を

ここから言えるのは、細かい基準が法令で定められているのではなく、自治体独自で定めている、技論決定基準の運用については、明らかに合理的支給決定基準の運用については、明らかに合理的な裁量を逸脱していると認められない限り、市町

② 公正・客観性をどのように担保するか

に担保されるのかが重要となってきます。する自治体の公正さ、あるいは客観性はどのようする自治体の公正さ、あるいは客観性はどのよう

世を決定しています。 量を決定しています。 一つには、自治体の判断を介在せざるを得ない を定めており、それらの基準に基づいて支給 準」を定めており、それらの基準に基づいて支給 準」を定めており、それらの基準に基づいて支給 単」を定めており、それらの基準に基づいて支給 単」を定めており、それらの基準に基づいて支給 を限定

的正当性を踏まえることで、福祉サービスを受給う手続的正当性と、専門的知識の適用という実体これは、行政職員による制度の公正な執行とい

るともいえます。する権利に対する社会的承認を付与する過程であ

ですが、そうした運用が本当に正当性を担保

政機関の判断の実態をみていきたいと思います。基準を例として、支給決定の決定権限を有する行ん。ここからは札幌市の重度訪問介護の支給決定実例をみながら検討していかなければなりませうるものになっているのかについては、具体的な

全 札幌市における重度訪問介護の支給決

(1) 定型基準の画一的運用

が認められていました。 については、 より著明な不随意運動と著明な言語障害がある者 常時人工呼吸器を使用している者及び脳性麻痺に 慮して最大で月五四○時間の利用が認められます。 とになります。区分6の方であれば、加算などを考 割ると一日 4の支給量は九○時間ですので、それを三○日で います。この支給量は月あたりの時間ですので、 ら区分6までの各区分に基本支給量が設定されて のうち、4以上です カ月三〇日で計算されています。 さらに、 というものを設定し、 一度訪問介護の対象者は、 図表にあるように札幌市では 二時間の公的介護を利用できるというこ 月七二〇時間 (**図表**)。 進行性筋萎縮症により 障害支援区分1~6 さらに、区分4か \exists 一四時間 例えば、 の支給

〈図表〉

【重度訪問介護の支給量】			
障害支援区分	区分4	区分5	区分6
基本支給量	90時間	100時間	110時間
加算支給量(最大)	220時間	220時間	430時間
合 計	310時間	320時間	540時間

【加算の種類】		-	
加算	時間(最大)	対象者像	
①移動加算	60時間	・単独で外出が困難な者	
②単身加算	10時間	・単身生活者または家族の支援が得られない者	
③二人ヘルパー加算	30時間	30時間 ・障がい状況から一人での介護が困難な者	
④夜間等継続支援加算(I)	120時間	・夜間の見守り等、継続的な介助を要する者	
⑤夜間等継続加算(II) (※区分6のみ)	120時間	・重複障がい者(知的または精神)	
		・常時たん吸引を必要とする者	
		・寝返り、飲水、排泄に介助を要する者 など	
	90時間	・重度心身障がい者	
		・人工呼吸器を使用している者	
		・強度行動障がい者 など	

【特例基準】2006年度(平成18年)から、2類型に限定して月720時間(1日24時間)の特例基準を設置 より著明な不随意運動と著明な

出典: 札幌市介護給付費等標準支給審査基準、平成24年 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 平成24年4月 (平成31年4月改正版)

が

い者に必要な在宅介護のあり方の検討につい

在

宅介護のあり方検討会第一

回会議資料

『重度障

て高い

水準にある

(札幌市重度障がい者に必要な

定型の支給量も他都市に比

ベ

基準を定めており、

個々の障害状況や生活状況を勘案した定型の審査

していました。これに対し札幌市は

「可能な限り

三日

障発〇三二三〇〇二号」)と自治体に通

知

ご費等の支給決定等について』

平成元年三月

判

基

一準等を定めておくことが望ましい

(『介護

れ

ることから、

市

町

村はあらかじめ

「非定型」

0)

注:令和2年10月、非定型支給決定の一部運用開始とともに特例基準は終了した

て』 平成三〇年六月二五日)

決定していました。

設けずに、

すべて定型の審査基準により支給量を

九年度

(令和

元年度)

まで非定型の判断基準は

という理由で、

۲, 幌市でも二〇二〇年度 時 ら非定型の審査基準を 合致しない障害者から 、ることになりました 蕳 こうした対応に、 といった意見が多数寄せられたことから、 |数を判断するのは不公平であり、 定型の審査基準や対象要件に 「定型審査基準のみで支給 (令和) 部取り入れ、 一年度) 試行を開始 0) 適当ではな _ 〇 月 札 か

札 幌市における非定型審査制度の問 題

ものの、

同じように人工呼吸器を常時使用している 脳性麻痺ではないが故に七二○時間は該当

進行性の筋萎縮症ではないからという理由

らず、

他

一方で、

言語障害や不随意運動があるにも関

わ

運用 る障害当事者から指摘されています としていますが、 以 (2)が開 £ の経緯から、 始しています。 現在、 札幌市で非定型の審査基準 それ以降、 様々な問題 が 年を経よう 利用者であ 点 Ö

支給決定基準と異なる支給決定

『非定

の支給決定

を行う必要がある場合が想定さ

この点、厚労省は

「個々の障害者の事情に応じ、 (いわゆる

ても七二〇時間は支給されませんでした。

中途障害の男性は一

一四時間人工呼吸器を利用して

で支給量に差が生じる現状もありました。

例えば、

①見守りの否定

なすものといえます 重要なものであり、 きるように誰かが傍にいて見守るといった内容 きない身体障害がある場合、 ばして掻くことができます。 かして背抜きをする、 咳をする、 ´ービスは、 例えば、 私たちは寝ているとき、 シーツが寄れていればちょっと体 自立生活を送る障害当事者にとって 重 頭が痒ければすぐに手を伸 度訪問介護の制度の根幹を 臨機応変に対応 そういったことの 痰が詰ま を動 から れ で

望書 といった具体的な必要性に基づかなければ時間数と としており、 介護の実態に対応するための支援であることを前提 定の介護が発生する時間のほか、 祉部)』で、 和三年五月 ます。札幌市はDPI北海道ブロック会議による『要 特に夜間の見守りについて厳格な運用がなされてい して算定できないという見解を示しています。 ところが、 (令和) 二年四月一四日付)』に対する『回答 『水分補給』、 「非定型審査においては、 一四日付札幌市保健福祉局障がい保健福 札幌市の非定型審査基準においては、 『体位交換』、『トイレ介助 日常生活に生じる あくまでも特

まいます。 場合に限り利用できるというようなものになってし て計画を立て、 間なく介在するかのように介助の時間数を積み上げ これでは、 <u>一</u> 旦 利用者側がその必要性を証明できた 一四時間を数分単位で区切り、絶え

事 務 の手引き 『重度訪』 問 (令和 介護の 非定型による支給 一年四月 には、 「常時 決定

等

0)

の判断基準となっていることが伺えます。短時間で「生命の危険性」があるか否かが必要性時間は支給量として算定しない」との記載もあり、時間は支給量として算定しない」との記載もあり、支援者が在室している場合であっても、生命維持、

②家事の範囲を超える行為の除外

和 年一一月一六日付老振第七六号は、「重度訪問介護 護事業所の事業運営の取扱等について』(平成一二 されない」と示していました(なお、『指定訪問介 られる適切な内容であるかを判断した上で、 札幌市は には適用又は準用されないことに留意されたい」令 労省も「重度訪問介護の制度には、 でもこの通知は介護保険制度上の運用であって、厚 保険制度の運用自体も問題だと感じますが、 者が実施することは認められていません。この介護 れる家事ではないので、訪問介護で派遣された介助 訪問介護においても認めていない」としています。 一年三月一二日主管課長会議資料一 外出時間についても、 「介護保険で認められていないものは重度 電球を交換する行為などは日常的に行わ 「公的介護で認め 適用または準用 五)。この点、 あくま 必要

> いも浮かんできます。 的介護で認められる範囲の外出とは何かという問時間数を積算する」としています。そうすると公

③重度訪問介護と訪問看護の同一時間利用禁止

制が必要であれば、 ません。 訪問看護の同一時間帯の併用を原則認められてい る必要性が生じますが、 助を行う重度訪問介護のほかに訪問看護を利用す 中に気管孔に水が入り込むことを注意深く防がな 護の算定も認められない事例も発生しています。 担うのはおかしい」とした見解を示しています。 訪問看護の人手不足を重度訪問介護のヘルパーが できるように支援体制を整えるべきものである。 アが必要となります。そのため入浴時には入浴介 ければなりません。つまり気管孔周囲の慎重なケ 常時人工呼吸器を利用する者は、 在宅医が診察を行う訪問診療中の重度訪問介 札幌市はその理由を 訪問看護事業所が複数名派遣 現在、 「訪問看護で二人体 重度訪問介護等と 例えば、 入浴

きたこと きたこと

性を本質的特徴とするため、法で細かく規定するじています。もちろん福祉ニーズは個別性や多様よって、重度訪問介護等の利用者間にも混乱が生同じくして厳格かつ硬直的運用が広まったことにこのように、非定型審査基準の運用開始と時を

ないことは事実です。 について規定できる部分は大枠に止まらざるを得ことはできず、介護給付費の支給の要否や支給量

て常に適切であるとは限りません。自治体による必要性の判断が、法の目的に照らしる程度任されることは仕方ないとは思いますが、したがって、具体的な運用は自治体の判断にあ

①平等な権利行使の機会が保障されていない

前述した「夜間の見守り」の必要性の存在を利用者側が事細かに証明することを求められ、そのと表をするためには膨大な量の書類作成作業が求められます。こうした手続きの煩雑さによって、必要な時間数を申請しようという意欲さえも抑制される可能性があり、事実、そういった事例が頻される可能性があり、事実、そういった事例が頻される可能性があり、事実、そういった事例が頻いるとは言いがたい状況です。

②手続的公正が担保されていない

重度 業の目: 公正にも反すると言えるのではないでしょうか 知等を当てはめているものと言えます。 はあれば関連のない事案に合理的関連性のない 訪問診療との併用を原則否定する対応も、 問介護の利用範囲を限定する運用や、 また、介護保険に関する通知を援用した重 気制の変を同 的 が明らかに異なる訪問看護や訪問診療と 一視したような運用は、 訪問看護や 特に、 手続的 本来で 一度訪 事 通

③障害者には自由な外出は認められないのか

さらに、札幌市は外出時間についても公的介護 さらに、札幌市は外出時間についても公的介護を受ける者は「社会的に適切な外出」しか 的介護を受ける者は「社会的に適切な外出」しか あるいはそれを前提とした曖昧な基準であり、公 あるいはそれを前提とした曖昧な基準であり、公 かっぱ というスティグマを課す恐 がっぱい れにもつながります。

4 おわりに-これからの福祉の権利を考

一方的に行政処分によって給付が決められてい 一方的に行政処分によって給付が決められてい ではれず、権利性の弱さという課題がクローズ 供されず、権利性の弱さという課題がクローズ 供されず、権利性の弱さという課題がクローズ はずしてスの利用しづらさや権利性の弱さといっ はずしてその結果、福 はずしてその結果、福

本日の報告で対象とした重度訪問介護に限って言えば、利用者の権利をより広く保障する方向で言えば、利用者の権利をより広く保障する方向で変化しているとは残念ながら言えません。もちろ変化しているとは残念ながら言えませんが、福的判断によって行われることは否めませんが、福的判断によって行われることは否めませんが、福的判断によって行われることは否めませんが、福として提供される以上、社会的判断を経て初めてとして提供されるものであるともいえます。

す。 こそ、そのズレが生じた場合にどのように解消し は、 的知識の適用という実体的正当性によって担保さ 制度の公正な執行といった手続的正当性や、 いに等しいという事態になってしまいかねません。 るという状況では、 ていくのか、そのプロセスが重要であると思いま ズレが生じるのは避けられない事実です。だから 行政の判断とサービスを受ける側の主張との間 人の生活を支援する福祉サービスのニーズの判断 をそれによって初めて主張できるとも言えます。 害者としても、社会的承認が備わった法的権利性 れ得るものでもあるでしょう。 しかしながら、 ここでいう社会的承認は、 最終的には行政の判断が優越する結果に終わ 決して単純なものではありません。そのため 個別性や多様性の富んだ個々の 福祉に対する権利性は存在しな 自治体職員による法 利用者、 つまり障 専門

重度訪問介護の運用にみられる実態です。す結果ともなるでしょう。それが現在の札幌市のまた過度の厳格性や硬直性といった問題をもたらより細部まで基準化を試みようとすれば、それは一方、行政裁量のコントロールを強化すべく、

提供されてこなかった障害者が、身体に不自由のならすのか、自らの生活を設計するうえで選択肢すらはないかといえるのではないでしょうか。そもそもはないかといえるのではないでしょうか。そもそもな平な行政制度と専門家主義に依拠しすぎた結果で公平な行政制度と専門家主義に依拠しすぎた結果で公平な行政制度と専門家主義に依拠しすぎた結果で

上げたといっても過言ではない制度です。生活を送る環境を整えるために障害当事者自ら作りらの生き方を選択する自由を求め、地域で自立したい者には想像にも及ばない不自由さを押してでも自

ための努力を怠ってはならないものと思います。 にも、多くの市民と理念を共有し、 的に理解し、実現していくという姿勢も必要でしょう。 はなく、その制度の根幹となる基本的な権利を積極 械的に運用することで手続的正当性を担保するので ことに危機感を抱いています。理念なく法制度を機 的理念を共有できないかのような状況が起きている 制度運用の担い手である自治体職員とこうした基本 めに法律が整備され、制度が整ったにもかかわらず、 いという当たり前の権利の主張です。 りません。ただ単に自由な生き方を選択していきた ればならない特別な権利を主張しているわけではあ た社会的承認を土台として制度運用を試みる、その また、障害当事者が常に専門職に意見を求めなけ 全ての市民と共によりよい社会を築いていくため そこから生まれ その実現のた

本日はありがとうございました。り、まとまりのない話となってしまいましたが、私自身もまだ整理しきれていないところがあ

たかなみ ちよこ>

所内研究会での報告をまとめたものです。 本稿は、二○二一年六月一八日に開催した

文責・編集部